○農林水産省告示第千九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

群馬県多野郡神流町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、神流町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

神流町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省　環境省告示第七号

指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（平成十二年環境庁通商産業省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年六月一日から施行する。

平成二十四年四月二十日

経済産業大臣　枝野　幸男

環境大臣　細野　豪志

第四⑵に後段として次のように加える。

また、指定化学物質等取扱事業者は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」に基づく日本工業規格Z七二五二及びZ七二五三に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めること。

○国土交通省告示第四百八十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

北陸自動車道　白山市宮永新町四五一番一から金沢市中屋町二六七番六まで　平成二十四年四月二十一日十五時

○国土交通省告示第四百八十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

東海北陸自動車道　南砺市立野原東一二〇二番　平成二十四年四月二十一日〇時

○国土交通省告示第四百八十五号

港湾法（昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号）第五十六条の二の六の規定に基づき、財団法人沿岸技術研究センターから法人の名称、代表者の氏名、及び確認業務を行う事業場の名称を変更する旨の届出があったので、同法第五十六条の二の十七第二号の規定により次の通り公示する。

平成二十四年四月二十日

国土交通大臣　前田　武志

一　法人の名称

（変更前）　財団法人　沿岸技術研究センター

（変更後）　一般財団法人　沿岸技術研究センター

二　登録確認機関の代表者氏名

（変更前）　（理事長）小原　恒平

（変更後）　（理事長）関田　欣治

三　確認業務を行う事業場の名称

（変更前）　財団法人　沿岸技術研究センター　確認審査所

（変更後）　一般財団法人　沿岸技術研究センター　確認審査所

四　変更しようとする日　平成二十四年四月一日

○国土交通省告示第四百八十六号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第八条の二、第九条第一項及び第九条の二第一項の規定に基づき、函館空港について次のように第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を解除し、第一種区域については平成二十五年四月一日から、第二種区域及び第三種区域については平成二十五年十月一日からそれぞれ適用する。

平成二十四年四月二十日

国土交通大臣　前田　武志

一　第一種区域の指定を解除する区域

イ　次に示す区域

北海道函館市根崎町、同市湯川町一丁目、同市銭亀町及び同市古川町

ロ　次に示す区域のうち函館空港事務所に備え置いて縦覧に供する図面に函館空港に係る第一種区域の指定を解除する区域として示す部分

北海道函館市中野町、同市赤坂町、同市瀬戸川町、同市志海苔町、同市高松町、同市戸倉町、同市湯川町二丁目及び三丁目、同市石倉町並びに同市新湊町

二　第二種区域及び第三種区域の指定を解除する区域

第二種区域及び第三種区域の全部

備考　一に掲げる区域は、平成二十四年四月二十日における行政区画によって表示されたものとする。

○国土交通省告示第四百八十七号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第八条の二、第九条第一項及び第九条の二第一項の規定に基づき、大分空港について次のように第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を解除し、第一種区域については平成二十五年四月一日から、第二種区域及び第三種区域については平成二十五年十月一日からそれぞれ適用する。

平成二十四年四月二十日

国土交通大臣　前田　武志

一　第一種区域の指定を解除する区域

次に示す区域のうち大分空港事務所に備え置いて縦覧に供する図面に大分空港に係る第一種区域の指定を解除する区域として示す部分

大分県国東市武蔵町糸原及び同市安岐町下原

二　第二種区域及び第三種区域の指定を解除する区域

第二種区域及び第三種区域の全部

備考　一に掲げる区域は、平成二十四年四月二十日における行政区画によって表示されたものとする。